

建設業法違反事例について

鳥取県
県土整備部 県土総務課
令和7年11月

鳥取県で実施している調査

- ・鳥取県建設工事下請取引等点検調査

県が発注する建設工事に係る下請取引等について、取引状況を調査し、改善の指導を行う。

- ・鳥取県建設工事施工体制調査

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導を行う。

- ・技能労働者の賃金水準等詳細調査

県が発注する建設工事に従事する元請下請業者の労働者の賃金水準の現状を把握する。

鳥取県建設工事下請取引等点検調査

県発注建設工事に係る下請取引等について、取引状況を調査し、改善の指導を行う

- (1) 下請代金の見積・決定
- (2) 下請契約の締結
- (3) 追加・変更契約
- (4) 検査・引渡し
- (5) 下請代金の支払（受取）
- (6) 建設業退職金共済証書の配付（受領）

委託事業者 公益財団法人 鳥取県建設技術センター

不適切な事例①

項目	内容	根拠規定	R5	R6
見積条件の提示	○工事種別ごとの労務費、材料費等の経費の内訳を明示せず、一式で作成している。 ○法定福利費の内訳明示を見積条件に記載していない。	工事内容に応じ、工事種別ごとに材料費、労務費、法定福利費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めること。 ○建設業法第20条第1項	0	1
見積条件の提示	○見積依頼を口頭で行い、書面による提示を行っていない。 ○見積依頼の際、記載しなければならない提示事項を満たした書面を提示していない。	見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容(法19条第1項第1号及び第3号から第15号までに掲げる事項)を提示することが必要。 ○建設業法第20条第3項	1	2
法定福利費を内訳明示した見積書(契約書)	○見積書(契約書)に法定福利の内訳が明示されず、全体金額に含んでいる。	法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用することにより、法定福利費を必要経費として適正に確保しなければならない。 ○建設業法第19条の3	0	0
契約書で定めている条項不足	○契約書面に記載しなければならない一定の事項が不足していた。	契約書面には、建設業法で定める15の事項及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」で定める事項を記載することが必要 ○建設業法第19条第1項	31	22

不適切な事例②

項目	内容	根拠規定	R5	R6
追加・変更契約の締結、時期	○追加工事が発生し契約内容に変更が生じたが、口頭指示のみで、請求書による精算が行われている。	当初契約の内容を変更するときは、追加工事量の着工前に書面による追加・変更契約を行うこと。 ○建設業法第19条第2項	12	6
下請代金の支払い	○発注者からの支払い後、下請業者への支払いが一か月を超えている。 ○特定建設業者で、下請負人への支払いが、引渡申出があった日から起算して50日を超えている。	元請負人が注文者から請負代金の出来高部分又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、それに相応する下請代金を一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。 ○建設業法第24条の3 特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万以上の法人は除く。)から引渡しの申し出があった日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。 ○建設業法第24条の5	1	3

工事名：●●工事					
項 目		貴社 回答	指導 事項	指 導 内 容	根拠法令等
3 下請契約の締結について					
(2)	契約書で定めている条項		是正 報告	請負契約書に記載すべき事項は、下記の15事項となりますが、単にこれらの事項を規定すればよいというわけではなく、各々の対等な立場における合意に基づいて公正に定めなければなりません。 ※建設業法及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針で定める一定の重要事項 ①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④工事を施工しない日又は時間帯の定め ⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑧価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 ⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法 ⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑮契約に関する紛争の解決方法 ⑯鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号鳥取県県土整備部長通知)第7条第3号の規定に基づく別表2又は別表3に掲げる条項	○建設業法第19条第1項 ○建設業法令遵守ガイドライン ○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針第7条第3号
(3)	契約締結時期		指導 あり	請負契約の締結は、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結しなければなりません。工事着手後の契約の締結は、下請負人に片務的な内容になりやすく、紛争の原因ともなります。	○建設産業における生産システム合理化指針 ○建設業法令遵守ガイドライン ○下請契約及び下請代金支払の適正化等通知

県土総務課

- ▶ [窓口・連絡先](#)
- ▶ [所在地・アクセス](#)
- ▶ [リンク集](#)

測量等業務関係

- ▶ [業者選定等](#)
- ▶ [測量等業務共通仕様書](#)
- ▶ [測量等業務監督業務・検査要綱等](#)
- ▶ [CALS/EC関係](#)

公共工事関連情報

- ▶ [建設業・経営事項審査等](#)
- ▶ [入札参加資格申請](#)
- ▶ [電子入札](#)
- ▶ [格付関係](#)
- ▶ [関係様式集](#)
- ▶ [県土総務課からの照会事項](#)
- ▶ [入札制度の見直しについて](#)

下請契約等適正化指針等

建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A(国土交通省中国地方整備局)

国土交通省へのリンク（令和7年2月版）

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/shidou/qa/kensetu.html>

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/R0702qa.pdf>

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針について

建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手の確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めた「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を制定（適用時期 平成27年4月1日以降に調達公告を行う工事から）しました。

○指針案の概要(PDF195KB) 別添のとおり>>> 

○指針>>> [鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針\(pdf:162KB\)](#)

○（第5条関係）受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」>>> [工事関係様式集](#)

○（第6条関係）保険未加入者選定報告書（Word84KB）>>> 

○（第7条関係）建設工事標準下請契約約款（追加条項を追加した例）

鳥取県建設工事施工体制調査

県が発注する建設工事の施工体制について実態を調査し改善の指導を行う。

調査事項

- ・ ア 下請の使用及び報告状況
- ・ イ 下請契約書の作成状況
- ・ ウ 施工体制台帳等の整備状況
- ・ エ 施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建築確認表示の 掲示状況
- ・ オ 建設業退職金共済標識の掲示、共済証紙の配付状況
- ・ カ 現場代理人の駐在状況
- ・ キ 主任(監理)技術者の業務従事状況
- ・ ク 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守状況

実施者：鳥取県県施工現場実態調査員

不適切な事例

項目	内容	根拠規定	R5	R6
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の非掲示	○施工体系図等が掲示されていない。	建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場に掲げなければならない。 ○建設業法第24条の8 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、建設業の名称、その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 ○建設業法第40条	27	9
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の内容不備	○標識等の掲載内容に不備がある。	記載内容 ○建設業法施行規則第14条の2 ○労働保険施行規則第77条 ○建築基準法第89条	13	2
施工体制台帳等の提出	○提出時期が期限超過している。	元請負人は、県に対して、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。 ○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針第7条第5号	15	13
監理技術者証の不携帯	○監理技術者証の不携帯	発注者から請求があったときは提示しなければならない。 ○建設業法第26条第6項	4	0

技能労働者の賃金水準等詳細調査

県発注工事のうち、受託者が当該工事の一部を第三者に請け負わせた以下の下請工事について、当該県工事に係る設計書の設計金額の当該下請工事に該当する部分と当該下請工事の下請契約金額とを作業手順に基づき対比させる

①とび工事、②型枠工事、③鉄筋工事、④塗装工事、⑤内装工事、⑥県が指示した下請工事

工種	範 囲
とび	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、工作物解体工事
型枠	型枠工事（木製型枠（メタルフォームを含む）の製作・組立て・取付け・解体等）
鉄筋	鉄筋加工組立工事（鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立て、結束等）
塗装	塗装工事、鋼構造物塗装工事、鋼橋塗装、建築塗装
内装	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事

委託事業者 公益財団法人 鳥取県建設技術センター